

# 認知症の人を見守り、支えあう

誰でも起こりうる脳の病気、認知症。その病に苦しむ人は、高齢化とともに増えています。住み慣れた地域で大切な家族や友人と自分らしく過ごすために、周囲の人が認知症を正しく理解し、見守り、支えあうことがその第一歩です。認知症は、早期に発見し、適切なケアを行っていけば、症状の進行を緩やかにできる場合があります。そのためにも、認知症を理解し、地域全体で支えることが大切です。問い合わせは、長寿支援課長寿支援係（☎内線588）へ。

## 家族を支える

新しい認知症支援体制が9月1日からスタートします

認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の人やその家族に早期に関わる専門職の支援チーム「桐生市認知症初期集中支援チーム」を設置します。

### 家族が認知症になったら抱え込まずに相談を



桐生市認知症初期集中支援チームの看護師 柏瀬輝枝さん（右）と、社会福祉士 小川貴之さん（左）

認知症の人やその家族に早期に関わる専門職の支援チーム「桐生市認知症初期集中支援チーム」を設置します。設置場所は、桐生メディアセンター内、在宅医療介護連携センターです。支援の内容は？在宅で生活している原則40

認知症の人を家族は内々で何とかしようとする傾向があります。しかし、症状が進んで来ると家族だけで対応する事は困難です。体験した者でなくては分からない苦しさがあります。問題解決への第一歩は他者に助けを求めることです。抱え込まずに、近所の人やケアマネージャー、民生委員、地域包括支援センターへ相談してください。

歳以上の認知症が疑われる人で、認知症の診断を受けておらず、適切な介護サービスなどが利用できていない人を対象とします。下の図で示したとおり、地域包括支援センターと連携して、本人やその家族を訪問し、家族とともに対策を考え、医師の助言を得ながら、医療機関への受診や介護サービスが受けられるように関係機関との調整を図ります。

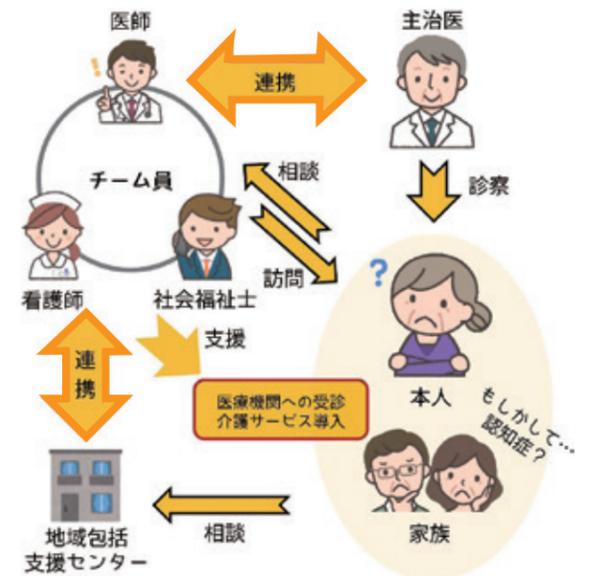
### 支援を受けるには？

左下の表の各地域包括支援センターを通して御相談ください。詳しくは、長寿支援課長寿支援係（☎内線588）へ。

### 認知症支援の相談先（地域包括支援センター）

名称	場所	電話番号
桐生市地域包括支援センター山育会	東久方町二丁目4-33（東久方町二丁目自治会子供広場隣）	46-6066
桐生市地域包括支援センター社協	新宿三丁目3-19（桐生市総合福祉センター内）	46-4411
桐生市地域包括支援センター菱風園	菱町一丁目3016-1（特別養護老人ホーム菱風園）	32-3321
桐生市地域包括支援センターユートピア広沢	広沢町六丁目307-3（特別養護老人ホームユートピア広沢内）	53-1152
桐生市地域包括支援センター思いやり	川内町一丁目361-2（特別養護老人ホーム思いやり内）	32-5889
桐生市地域包括支援センター思いやり黒保根	黒保根町水沼562-3（黒保根町保健センター内）	46-8847
桐生市地域包括支援センターにいさと	新里町新川2488（老人保健施設さくら苑内）	74-3032
桐生市地域包括支援センターのぞみの苑	相生町五丁目493（特別養護老人ホームのぞみの苑内）	54-9537
桐生市地域包括支援センター神明	広沢町二丁目3247（神明幼稚園跡）	32-3162

### 認知症の初期集中支援の仕組み



## 国民健康保険被保険者証 10月1日に更新

新しい被保険者証を9月下旬に郵送します。10月以降に受診するときは、新しい被保険者証を御提示ください。親元を離れている学生に交付している被保険者証も同時にお送りします。新しい被保険者証の有効期限は、平成29年9月30日です。ただし、平成28年10月1日から平成29年9月30日までに75歳を迎える人は誕生日の前日まで、65歳を迎える退職被保険者と退職被扶養者は誕生月の末日までです。

外国人被保険者の有効期限は、在留期限の翌日又は9月30日までです。在留期限の翌日までとなっている人で、在留期間満了後も滞在予定の場合は在留期間の更新手続きをお願いします。また、職場の健康保険に加入したときなどは、速やかに本人又は御家族が国民健康保険の脱退手続きをしてください。

現在の被保険者証は、10月1日以降に市役所1階の市民課、医療保険課、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館のいずれかにお返しく下さい。返却できない場合は、裁断するなどして破棄してください。

問い合わせは、医療保険課国保係（☎内線256）へ。

## 健康づくり課母子保健業務の封筒に掲載する広告を募集

掲載規格=1枠縦4センチメートル×横9センチメートル、黒1色封筒の種類・作成枚数・掲載料・枠数=①妊娠・出生届出時封筒(角形2号)／2,000枚／16,800円／8枠②乳幼児健康診査・幼児・児童予防接種用封筒(長形3号)／9,000枚／35,216円／4枠使用期間=現在の封筒が終わり次第、作成した封筒が終わるまでのおおむね1年から2年間

応募条件=市税などの滞納がないこと  
申し込み=9月30日（金）までに、申込用紙に必要事項を記入し、直接、保健福祉会館1階の健康づくり課へ。  
申込用紙などは、同課と市ホームページに有ります。  
問い合わせは、健康づくり課母子保健係（☎47-1152）へ。

## 市民活動応援サイト「ゆいねっと」バナー広告募集

「ゆいねっと」のトップページに掲載するバナー広告を募集します。申し込みは1か月単位で1年までとし、掲載料は1か月5,400円です。広告の規格は、縦60ピクセルで横132ピクセル、容量8キロバイト以内のGIF画像です。  
申し込み=申込用紙に必要事項を記入し、掲載月の前月20日までに、直接又はEメール（shiminseikatsu@city.kiryu.lg.jp）で市役所2階の市民生活課へ。  
申込用紙は、市民生活課、桐生市社会福祉協議会、桐生市民活動推進センター「ゆい」のほか、市ホームページに有ります。  
問い合わせは、市民生活課市民活動支援係（☎内線383）へ。

## 平成28年度臨時福祉給付金と障害・遺族年金受給者向け給付金を支給

支給対象者・支給額 下表のとおり  
申請用紙の配布 9月中旬に支給対象となる可能性がある人にクリム色の封筒で案内文書などを郵送します。  
申請書の提出方法 9月13日（火）から12月16日（金）まで（当日消印有効）に、申請書（1枚の申請書で2つの給

付金の申請が可能）に記入し、必要書類を添付の上、返信用封筒で郵送していただくか、直接、市役所1階の長寿支援課又は新里・黒保根支所に提出してください。なお、窓口は大変混雑することが予想されますので、なるべく郵送を御利用ください。

件に該当するか審査し、その結果を支給決定通知又は非該当通知としてお送りします。支給が決定した人には11月以降、順次支給する予定です。支給の方法 原則として金融機関への振り込みになります。問い合わせは、長寿支援課（臨時福祉給付金専用ダイヤル ☎223351）へ。

	平成28年度臨時福祉給付金	障害・遺族年金受給者向け給付金
対象者	①平成28年1月1日時点で桐生市の住民基本台帳に記載されている人 ②平成28年度分の市・県民税（均等割）が課税されていない人 ただし、以下の場合は対象外です。 平成28年度市町村民税が課税されている人／平成28年度市町村民税が課税される人の事業専従者／生活保護制度の被保護者／中国残留邦人等に対する支援給付の受給者など	平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金や遺族基礎年金などを受給している人 ※広報きりゅう4月号でお知らせした高齢者向け給付金（30,000円）を受給された人は対象外となります。
支給額	1人につき3,000円	1人につき30,000円